

# 海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業事務取扱要綱

昭和 40 年 9 月 10 日付 10 農地 D 第 1140 号  
最終改正 令和 4 年 4 月 1 日付 3 農振第 2931 号

各 地 方 農 政 局 長  
沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿  
北 海 道 知 事

農林水産事務次官

(趣旨)

第 1 農地の保全に係る海岸保全施設（海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）により国土交通大臣所管及び農林水産大臣所掌のうち水産庁所管の海岸保全区域に係るものを除く。）及び地すべり防止施設（地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）により国土交通大臣所管及び農林水産大臣所掌のうち林野庁所管の地すべり防止区域に係るものを除く。）に係る災害復旧事業（以下「災害復旧事業」という。）の事務の取扱いについては公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号。以下「法」という。）公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和 26 年政令第 107 号。以下「政令」という。）及び海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び漁港に関し公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法を施行する省令（昭和 26 年農林省令第 53 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(適用除外)

第 2 法第 6 条第 1 項に規定する適用除外は、次に定めるものとする。

(1) 法第 6 条第 1 項第 3 号に規定する「維持工事とみるべきもの」とは次のアからコまでに掲げる工事をいう。

ア 石積み又は石張りの破損を防止するためのコンクリート突込工事

イ 直ちに破損するおそれがなく、かつ、他に被害を及ぼすおそれがない石積み又は石張り等の差狂いの修正のみ又は欠脱の補充のみの工事若しくは間詰めのみ工事

ウ 隧道の巻立コンクリートの軽微なき裂を修繕する工事

エ 木工沈床の方格材の軽微な破損の修繕のみの工事又はその少量の脱石の補充のみの工事

オ 照明設備のみ工事

カ 少量の捨石を補充するのみ工事

キ 堤体に被害のない場合の漏水止めのみ工事

ク 堤防、護岸等に直接影響のない程度の海岸施設の低下に対する根固め、床止め又は突堤のみに係る工事

ケ 地すべり防止施設の安定に影響しない程度の盛土の流出の補充のみの工事

コ アからケまでに掲げるものに類する工事

(2) 成功認定検査（部分検査を含む。以下同じ。）等の結果、工事の出来高が不足しているもの、又は工事の施行が粗漏で施行の目的を達していないものとして指摘され、これらについて農林水産大臣が手直し又は補強工事を命じた箇所、当該工事が未完了であることに基因して生じた災害復旧事業は、法第6条第1項第4号に該当するものとして採択しないものとする。

(3) 法第6条第1項第5号に規定する、「甚だしく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたものと認められる災害」とは、次のアからエまでに掲げるものをいう。

ア 柵工、枠工、木工沈床等の甚だしい腐朽によりこれらの施設に生じた災害

イ 水門、樋門等海岸に設けられた施設の操作その他の管理の甚だしい不良により当該施設に生じた災害

ウ 堤防における耕作等により当該堤防に生じた災害

エ 以前に生じた災害に係る復旧工事費が都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）に係るものにあつては120万円に、市（指定都市を除く。）町村に係るものにあつては60万円に満たないものであること。当該災害が異常な天然現象によらないものと認められること。又は当該復旧工事が維持工事と認められることを理由として国庫負担の対象とされなかった災害復旧事業に係る箇所につき、復旧工事が着手される以前に生じた新たな災害で、次に掲げるもの以外のもの

(ア) 当該災害復旧工事に着手する時間的余裕のないときに新たに生じた災害

(イ) 当該復旧工事に着手していたとしても新たに当該箇所につき、被害が生じたと明らかに想定される程度の災害

(4) 法第6条第1項第7号ただし書に規定する「維持上又は公益上特に、必要と認められる」災害復旧事業は、次に掲げるものとする。

ア 天然の海岸の決壊したため、人家、公共施設、農地等が流失した場合、隣接の堤防若しくは護岸が損傷した場合、当該天然の海岸の堤防としての効用を果し得なくなった場合又はこれらのおそれが大きい場合における当該欠壊に係るもの。

イ その他アに掲げるものに類するもの。

(5) 法第6条第1項第8号に規定する「災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害」とは、災害復旧事業以外の事業の着工の日から成功認定検査の完了の日（成功認定検査が遅れている場合においては書類、写真等によってその工事がしゅん工した事実を確認することができる日）までの間に生じた災害をいう。

（国庫負担の対象としない災害復旧事業に係る災害の範囲）

第3 降雨、暴風、高潮、地すべり等による災害のうち、次の各号の1に該当する災害の復旧は国庫負担の対象としないものとする。

(1) 最大24時間雨量が80ミリメートル未満であった場合に生じた災害。ただし、最大24時間雨量が80ミリメートル未満であっても時間雨量等が特に大である場合に生じた災害は、この限りではない。

- (2) 最大風速が 15 メートル未満である場合に生じた災害
- (3) 暴風若しくはその余波による異常な高潮若しくは波浪（うねりを含む。）又は津波により発生した災害で、被災の程度が比較的大であると認められないもの。
- (4) 地すべりにより発生した地すべり防止施設の災害にあつては、地すべりが発生した区域のうち、被災前の地すべり防止施設により一定のブロックが概成していない場合における災害

（国庫負担の対象としない工事費）

第 4 国庫負担の対象としない工事費は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第 7 条の規定による事業費の決定の基礎となった設計（変更設計を含む。）の程度を超過して施行した場合における当該超過部分に相当する工事費
- (2) 工事の出来高が不足し、又は粗漏である場合における手直し又は補強に要する工事費
- (3) 国の補助を受けて購入した水防用資材を応急工事に使用した場合の当該資材の購入費に相当する費用
- (4) 工事発注品で災害復旧事業に使用できるものと同じ効用をもつ材料を購入する場合に要する購入費に相当する費用

（災害報告）

第 5 都道府県知事又は指定都市の長（以下「都道府県知事等」という。）は、政令第 1 条に規定する海岸又は地すべり防止施設について災害が発生した場合においては、政令第 5 条の規定による災害報告のほか、直ちにその概要を電話その他の方法をもって農村振興局長及び地方農政局長（北海道にあつては、農村振興局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。次項において同じ。）に報告するものとする。

- 2 都道府県知事等は異常な災害（都道府県又は指定都市の区域内における海岸又は地すべり防止施設の被害推定額が 3 億円以上の災害をいう。）又は特に必要があると認められる災害の場合にあつては、前項の規定による報告のほか、災害発生後 1 週間以内に、災害概要報告書（様式第 1）を農村振興局長及び地方農政局長に提出するものとする。

（国庫負担申請の際申請書に添付する図面等）

第 6 地方公共団体の長は、政令第 6 条の規定に基づき法第 7 条の規定による事業費の決定を受けようとする場合には、申請書に次の図面等を添付するものとする。

- (1) 箇所図

工事箇所及び工事番号を記入した都道府県の管内図又は国土地理院刊行の縮尺 5 万分の 1 図。ただし、工事番号は都道府県工事（◎）と市町村工事（○）とに分け、発生の日を同じくする災害については、通し番号を付すること。

- (2) 天気図

災害発生当日及びその前後 1 日ずつの天気図

- (3) 降雨量分布図

都道府県の管内図に災害発生の原因となった降雨に係る各観測地点における日雨量及び連続雨量をその地点に記入し、かつ当該降雨に係る等雨量線を記入すること。

- (4) 台風経路図

災害発生の原因となった台風の発生より衰弱までの経過地点とその時刻及び気圧を併せて記入したもの。特に本土に上陸した場合においては、詳細に記入すること。

(5) 風速調書

都道府県管内図に災害発生の原因となった風に係る各観測地点における風向並びに瞬間最大風速及び最大風速を記入したもの。

(6) 波高調書

災害発生の原因となった波高に係る各観測地点における最大波高を記入し、災害発生時の潮位、潮位偏差及び波高を記録した資料を添付すること。

(7) 積雪、融雪状況調書

災害発生の原因となった積雪又は融雪に係る各観測地点における積雪深、気温の変化等を記入したもの

(8) 前各号に掲げるもののほか、異常な天然現象の説明に必要な気象資料及び被災原因の状況に説明に必要な資料

2 政令第6条第1項に規定する設計書には、次の図面等を添付するものとする。

(1) 平面図

縮尺 500 分の 1 ないし 3,000 分の 1 実測図とし、被災箇所付近の状況を判断することができる範囲について記載すること。

(2) 横断面

縮尺 100 分の 1 程度の実測図とし、既往最高潮位、既往最高波高、朔望平均満潮面、朔望平均干潮面、被災時最高潮位、被災波高、地盤高及び東京湾中等潮位を記入すること。

(3) 縦断面

縮尺縦 100 分の 1、横 1,000 分の 1 程度の実測図とし、被災箇所付近の状況を判断することができる範囲内について記載すること。

(4) 構造図

縮尺 20 分の 1 ないし 100 分の 1 程度とすること。

(5) 写真

被害の状況を知ることのできる写真

(事業費目の内容)

第7 省令別記第3号様式の設計書に計上する工事費の各費目の内容は、次の各号に定めるところによる。

(1) 本工事費 事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な仮設工事を含む。以下「本工事」という。）の施行に直接必要な労務費、材料費（材料の運搬費及び保管料を含む。）及び土地の借料並びに事業主体が負担する労務者保険料（労働者災害補償保険料、雇用保険料、厚生年金保険料、健康保険料等をいう。以下同じ。）とする。ただし、請負施行の場合にあっては、直接工事費、共通仮設費、現場管理及び一般管理費等とし、その内容については農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

(2) 付帯工事費 事業主体が直接施行をする場合においては、本工事によって必要を生じた他の施設の工事（工事に必要な仮設工事を含む。以下「付帯工事」という。）に要する費用のうち、前号に規定する本工事費の内容に相当する部分の経費の合計額とし、当該付帯工事に

係る他の施設の管理者が施行する場合（事業主体が直接施行する場合を除く。）においては、当該付帯工事の工事費（測量及試験費、用地費及補償費、船舶及機械器具費、営繕費並びに工事雑費相当額を含む。）及び事務費の総額とする。

- (3) 測量及び試験費 工事を施行するために必要な調査、測量及び試験に要する費用とする。
  - (4) 用地費及び補償費 工事の施行に必要な土地等の買収費又は借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用（補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。）とする。
  - (5) 船舶及び機械器具費 工事の施行に直接必要な船舶、機械器具費、車両（乗用車を除く。）等の購入費、借料、運搬費（船舶保険料等を含む。）又は据付け、撤去、修理若しくは製作に要する費用とする。
  - (6) 営繕費 工事を施行するために必要な現場事務所、見張所、倉庫、仮設宿舎等の新築（購入を含む。）、改築、移転若しくは修繕に要する費用又は借料及びこれらの建物に係る敷地の買収又は借料とする。
  - (7) 工事雑費 工事の現場事務に必要な賃金需要費（消耗品費、印刷製本費、光熱水料等をいう。）、役務費（通信運搬費、雑役務費等をいう。）、備品購入費、委託料（登記事務及び測量等の委託費をいう。）、使用料及び賃借料（土地、建物、事務用機械器具等の借料及び損料をいう。）並びにこの費目から賃金が支弁される者に係る事業主負担の共済費（社会保険料）等とする。
- 2 政令第4条第1項に規定する事務費は、事業を施行するために必要な職員の給料、職員手当（退職手当を除く。）、賃金、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水料等をいう。）、役務費（通信運搬費、雑役務費等をいう。）、備品購入費、委託料（登記事務及び測量等の委託費をいう。）、使用料及び賃借料（土地、建物、事務用機械器具等の借料及び損料をいう。）並びにこの費目から賃金又は給与が支弁される者に係る事業主負担の共済費（社会保険料）等とする。

## 第8 削 除

## 第9 削 除

（工事雑費）

第10 工事雑費は、次の各号に掲げる区分に従い当該工事費（工事雑費を除く。）に当該各号に定める率を乗じて得た額の合計額の範囲内とする。

- (1) 直営施行に係る工事費 1,000分の40
- (2) 請負施行に係る工事費 1,000分の15

## 第11 削除

（主務大臣が特別の事情があると認める応急工事費）

第12 政令第4条第2項に規定する「主務大臣が特別の事情があると認める応急工事費」は、次の各号に定める工事（次項に定めるものを除く。）の費用とする。

- (1) 海岸が被災して、通常の状態における海水が侵入し、当該被災施設、当該被災施設に隣接する一連の施設若しくは当該被災箇所の背後農地等に甚大な被害を与えているため、又はそのおそれが大きいため緊急に施行しなければならない仮締切工事、この場合、「通常の状態」の判断に当たっては、朔望平均満潮面に1.5メートル程度を加えた高さを基準とし、通常発生波浪を勘案して行うものとする。なお、仮締切工、もり土のかさ上げは施行時期を考慮して「通常の状態」を超えない範囲において決定するものとする。
  - (2) 海岸が被災し、次期高潮等により当該被災施設、当該被災施設に隣接する一連の施設又は当該被災箇所の背後農地等に甚大な被害を与えるおそれが大きいため、緊急に施行しなければならない欠壊防止工事
  - (3) 地すべり防止施設が被災して、通常の状態における流水が侵入し、当該被災施設、当該被災施設に隣接する一連の施設若しくは当該被災箇所の背後農地に甚大な被害を与えているため、又はそのおそれが大きいため、緊急に施行しなければならない仮締切工事  
この場合、「通常の状態」の判断に当たっては、警戒水位（警戒水位の定めのない場合は、河岸高の5割程度）を勘案して行うものとする。
  - (4) 地すべり防止施設が被災し、次期出水等により当該被災施設、当該被災施設に隣接する一連の施設又当該被災箇所の背後農地等に甚大な被害を与えるおそれが大きいため、緊急に施行しなければならない欠壊防止工事
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、法第7条の規定による事業費の決定前に施行した工事のうち農林水産大臣が復旧工事の全部又は一部とすることを適当と認めるもの。
- 2 前項の規定により除かれる工事は、前項第1号から第4号までに掲げる工事（以下「応急仮工事」という。）で、復旧工事費が都道府県又は指定都市に係るものにあつては120万円に、市（指定都市を除く。）町村に係るものにあつては60万円に満たないものとする。

（主務大臣が特別の事情があると認める応急工事費の取扱い）

第13 政令第4条第2項に規定する「主務大臣が特別の事情があると認める応急工事費」の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

- (1) 法第7条の規定による事業費の決定前に施行した応急工事（以下「施行済応急工事」という。）の費用は、次のように算出される額とする。
  - ア A < B の場合は、A とする。
  - イ A > B の場合は、B とする。
    - A……施行済応急工事のために現実に要した費用の額
    - B……政令第6条第2項の規定により農林水産大臣に協議し、その同意を得た設計単価又は歩掛りにより施行済応急工事に要する費用を算出した場合の当該算出額
- (2) 応急仮工事により、新設若しくは改修された仮締切工、欠壊防止工が被災し、又は、当該応急仮工事の施行中に手もどりを生じた場合における当該被災部分又は手もどり部分に係る新たな工事に要する費用は次の各号に掲げるものを除き、原則として応急工事費としない。
  - ア 当該工事が復旧工事の一部となるもの
  - イ 当該工事を施行しないときは、かんがい排水に重大な支障を及ぼすと認められるもの
  - ウ 当該施設に係る当該工事を早急に施行しなければならない場合で、次の(ア)から

(ウ)までの1に該当するもの

(ア) 当初の応急仮工事が採択された年に発生した災害が激甚であり、かつ、当該都道府県の地域内における被災箇所が多数であるため、重要被災箇所から順次復旧していること等やむを得ない事由により復旧工事の着手又は施行が遅延している場合

(イ) 復旧工事のしゅん工までに長時間を要する場合

(ウ) 原施設が被災した年と同一年において新たに被災した場合

(3) 法第7条の規定による事業費の決定前に着手した工事のうち適当でないと認める工法で施行中のもの又はしゅん工したものについては、原則として適当と認める工法に変更させるものとし、これによって生ずる手もどりに要する費用は、応急工事に含めないものとする。

2 応急工事に使用した材料を復旧工事に使用する場合には、第1号の額が第2号の額未満の場合に限るものとし、当該材料の購入に要する費用は、応急工事に要する費用とする。

(1) 応急工事に使用した材料を復旧工事に使用できるものに要した費用と当該材料を復旧工事に使用するために必要な除去及び運搬に要する費用の合計額

(2) 復旧工事に新たな材料を使用する場合における当該材料に要する費用

(国庫負担率)

第14 国庫負担率は、その年の12月31日現在において地方公共団体ごとに、別に定める様式により算定するものとする。

(設計の変更)

第15 都道府県知事等は、政令第6条の2の規定による災害復旧事業の事業費の決定通知を受けたときは、その設計書を災害復旧事業全体設計書（様式は省令第3条の規定による設計書の様式に準ずる。）この規定により農林水産大臣に協議し、その同意を得た災害復旧事業変更全体設計書を含む。）とし、その内容に変更（次項に定める軽微な変更を除く。）を加えようとするときは、災害復旧事業全体設計変更協議書（様式第2）に災害復旧事業変更全体設計書（様式第3）、その他変更理由を明らかにする書類を添え、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。

2 政令第7条第1項に規定する「軽微な変更」とは、農村振興局長が別に定める範囲内で行う労務、資材単価又は歩掛りの変更に伴う各工事箇所の既定事業費の変更のほか、次の各号に掲げる変更で、各工事箇所について当該変更による工事費の増減が、当該工事箇所における既定事業費の30パーセント以内で、かつ、1,000万円以下のもの（ただし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害に係るもののうち、岩手県、宮城県又は福島県に係るものにあつては、既定事業費の30パーセント以内で、かつ、5,000万円以下のもの）をいう。

(1) 違算又は誤測の訂正に係る変更

(2) 水勢又は地形の変動その他の事由により必要となる変更のうち工法に変更のないもので、次に掲げる変更

ア 延長の増減の20パーセント以内で、かつ、15メートル以内の変更

イ 法長又は断面のみの変更

(3) 次に掲げる変更で、工事に著しい変化を生じないもの

- ア 蛇かごの網目の変更
  - イ 杭打工事の杭木の形式又は寸法の変更（橋梁、水門、閘門、樋門及び樋管の基礎杭並びに地すべり防止施設の抑止杭に係るものを除く。）
  - ウ 根固めブロック又は法覆ブロックの形式、重量、控え長等の変更
  - エ 推定された岩盤が存在せず、若しくはぜい弱であるため、岩着工法をコンクリート基礎工法とする変更又は十分な強度の岩盤が存在したためコンクリート基礎工法を岩着工法とする変更
  - オ 遠心力鉄筋コンクリート管の継手構造の変更
  - カ 石積工事又は石張り工事等における築石の控え長と裏込めコンクリート厚との相互間の変更
- (4) 次に掲げる変更で工法及び工事の程度に変更のないもの
- ア 推定岩盤線の変更による法長又は断面のみの変更
  - イ 土の変化率の変更による土量のみの変更
- (5) 次に掲げる変更で工事の程度に変化を生じないもの
- ア 人力土工を機械土工とする変更
  - イ 現場打コンクリートにかえ生コンクリートを使用するための変更

(事業の廃止報告)

第16 政令第7条第3項に規定する事業の廃止以外の廃止については、省令第7条に準じ、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

(うち未成及びうち転属)

第17 政令第3条の規定により、新たに生じた災害による災害復旧事業に併せて1の災害復旧事業として施行される未着工又は未施行の工事の工事費（以下発生を同じくするものについては「うち転属額」といい、発生を異にするものについては「うち未成額」という。

）は、当該工事に係る決定工事費から新たな災害発生時における既施行の工事の出来高を控除したものとする。

2 前項の既施行の工事の出来高は、請負施行の場合にあつては、特別の定めがある場合を除き、実施設計額のうちの出来高に請負額と当該実施設計額との比率を乗じて得た額とするものとする。

3 前2項に規定するもののほか、災害復旧事業の施行中に新たな災害が生じた場合における工事費の取扱方法は、別記第1のとおりとする。

4 災害復旧事業と他の災害復旧事業又は災害復旧事業以外の事業（以下別記第2において「他の事業」という。）との合併施行中に手もどりを生じた場合における災害復旧事業の工事の出来高の算出方法は、別記第2のとおりとする。

(工事費の精算)

第18 法第10条の規定による事業費のうち工事費の精算は、次の方法によるものとする。

(1) 工事費は、1つの災害復旧事業ごとに精算する。



- (2) うち未成額のある災害復旧事業の工事を施行した場合に、うち未成に係る工事の精算額は、当該うち未成額に相当する額とし、新たな災害に係る工事の精算額は、当該工事のしゅん工額からうち未成額を控除して得た額とする。
- (3) うち転属額に係る災害復旧事業に対する国庫負担率と、新たに発生した災害に係る災害復旧事業に対する国庫負担率が異なる場合において、当該うち転属額のある災害復旧事業の工事を施行した場合の精算については、前号の規定を準用する。この場合において、前号中「うち未成額」とあるのは「うち転属額」と、「うち未成」とあるのは「うち転属」と読み替えるものとする。
- (4) 災害復旧事業と他の事業とを合併して施行した場合には、当該合併施行に係る設計の変更の同意の際、工事費の精算方法について特別の条件が付された場合を除き、当該合併施行に係る工事のしゅん工額を当該年度に施行したそれぞれの工事の工事費に比例して精算する。  
ただし、他の事業が工事費に工事雑費を含まない場合にあつては、災害復旧事業の工事費は工事費から工事雑費を除いた額とする。
- (5) 省令第8条第2項に規定する「機械器具の経済的使用年数」は、別記第3のとおりとする。

(書類等の経由)

第19 都道府県知事等は、法、政令、省令又はこの要綱の規定により、農林水産大臣に対し書類等を提出するときは、地方農政局長（北海道及び札幌市にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）を経由しなければならない。

(委任)

第20 この要綱に定めるもののほか、海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業の実施については、農村振興局長が別に定める。

別記第1

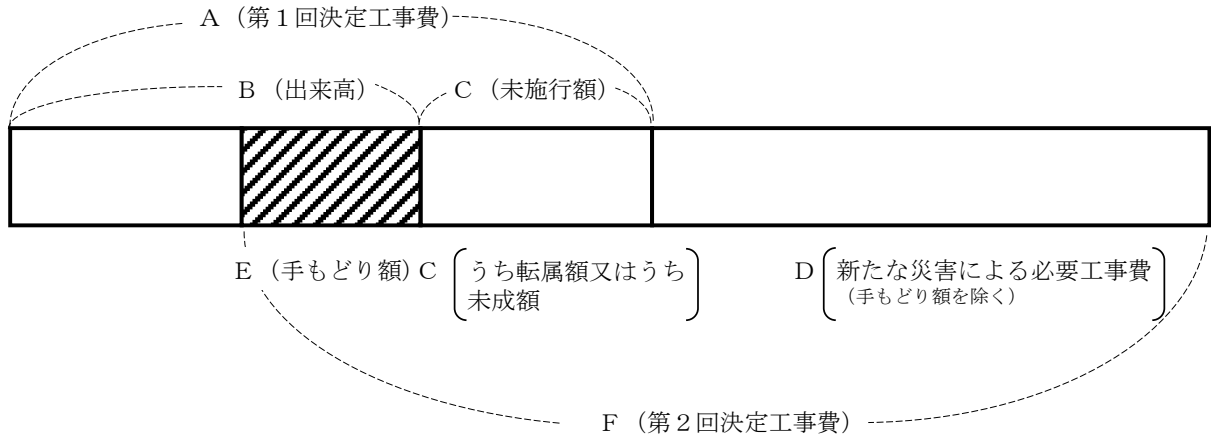
災害復旧事業を施行中に新たに災害が生じた場合における工事費の取扱方法

第1回災害

決定工事費	..... A
既施行の工事の出来高	..... B
目施行額	..... C

第2回災害

新たな災害による必要工事費（手もどり額を除く）	..... D
手もどり額	..... E
決定工事費	..... C + D + E = F
（うち未成額又はうち転属額	..... C）



別記第2

災害復旧事業と他の事業とを合併して施行中に手もどりを生じた場合における災害復旧事業の工事の出来高の算出方法

1. 単年度施行の場合

- 合併設計額・・ A
- 合併設計額のうち災害復旧事業の工事費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ B
- 合併設計額のうち他の事業の工事費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ C
- 合併設計額の請負額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ D
- 合併設計額のうち出来高・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ E
  
- 災害復旧事業の工事の出来高・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  $E \times \frac{B}{A} \times \frac{D}{A} = F$

2. 施行が2箇年以上にわたる場合

- 災害復旧事業の工事のうち前年度までの出来高・・・・・・・・・・・・・・・・ G
- 当該年度実施設計額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ H
- 当該年度実施設計額のうち災害復旧事業の工事費・・・・・・・・・・・・ I
- 当該年度実施設計額請負額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ J
- 当該年度実施設計額のうち出来高・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ K
  
- 災害復旧事業の工事の出来高・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  $G + K \times \frac{I}{H} \times \frac{J}{H}$

別記第3

経済的使用年数 (省略)

## 様式第 1

### 災害概要報告書

注 この災害概要報告書は、省令第 2 条に規定（別記第 1 号様式）による海岸又は地すべり防止施設災害状況報告書の様式に準ずるものとし、次の事項を明記すること。なお、災害状況報告書の「1 被害箇所及び被害金額」の表に備考欄を設け、各市町村における調査の進捗状況（被災範囲の〇割調査済、調査完了等）を記載すること。

- | 1 | 災害原因（暴風、高潮等）   | 観測所名 |   |         |
|---|----------------|------|---|---------|
|   | 日 雨 量          | ○    | ○ | 〇〇mm    |
|   | 連 続 雨 量（ 日～ 日） | ○    | ○ | 〇〇mm    |
|   | 風 速            | ○    | ○ | 〇〇m/sec |
|   | 潮 位            | ○    | ○ | 〇〇m     |
|   | 波 高            | ○    | ○ | 〇〇m     |
|   | 台風の中心示度        | ○    | ○ | 〇〇hPa   |
- 2 措置
- (1) 海岸又は地すべり防止施設管理者のとした措置
  - (2) 国に対する要望事項



令和 年災害復旧事業変更地区別一覧表

海岸又は地すべり防止施設

工事 番号	所在地			事業 主体名	工種	数量	査定 額	変更経過				今回 変更 協議額	増減 (△)	変更 理由
	郡市	町村	字					回数	同意額	年月日	番号			
							千円		千円			千円	千円	

- 注 1 この表は、年災別に作成すること。
- 2 増減 (△) は、前回までの最終変更同意額と今回変更協議額との差額を記入すること。
- 3 第 3 項の規定による報告の場合は、本表の添付を要しない。

様式第 3

令和 年災害復旧事業変更全体設計書

注 この変更全体設計書は、災害復旧事業全体設計書の様式に準ずるものとし、変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書で上段に記載すること。